

JIS

建築窓ガラス用フィルムの 再帰性日射反射性能の測定方法

JIS A 1494 : 2021

令和 3 年 2 月 22 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 建築技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	伊藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
(委員)	植木 暁司	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	鹿毛 忠継	国立研究開発法人建築研究所
	興石 直幸	一般社団法人日本建築学会 (早稲田大学)
	清家 剛	東京大学
	清野 明	一般社団法人住宅生産団体連合会 (三井ホーム株式会社)
	田辺 新一	早稲田大学
	永井 香織	日本大学
	原 智彦	断熱・保温規格協議会
	福田 孝晴	一般社団法人日本建設業連合会 (鹿島建設株式会社)
	藤野 珠枝	主婦連合会 (藤野アトリエ一級建築士事務所)
	真野 孝次	一般財団法人建材試験センター
	村川 まり子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (鎌倉市消費生活センター)
	山崎 徳仁	独立行政法人住宅金融支援機構
	吉田 可保里	T&T パートナーズ法律事務所

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 3.2.22

官 報 掲 載 日：令和 3.2.22

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：建築技術専門委員会 (委員長 伊藤 弘)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 記号及び添字	3
4.1 記号及び単位	3
4.2 添字	3
5 原理	4
5.1 一般	4
5.2 再帰性日射反射性能	4
6 装置	5
6.1 分光測光器	5
6.2 標準白色板	7
6.3 透過側光トラップ	8
6.4 鏡面反射側光トラップ	11
6.5 ハーフミラー	13
6.6 拡散バッフル	13
7 試料	15
7.1 一般	15
7.2 試料の作製	15
8 分光反射率の測定	15
8.1 一般	15
8.2 半球分光反射率の測定	16
8.3 再帰反射側四分球分光反射率の測定	17
8.4 反射光束補償分光反射率の測定	19
9 再帰性日射反射性能の算定	21
9.1 一般	21
9.2 半球反射率の算定	21
9.3 再帰反射側四分球反射率の算定	22
9.4 鏡面反射側四分球反射率の算定	23
10 報告書	24
附属書 A (規定) 装置寸法の変更方法	25
附属書 B (参考) ハーフミラーの分光反射率の測定方法	27
附属書 C (参考) 複層ガラスなどへの応用	29
解 説	32

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格に従うことは、次の者の有する特許権等の使用に該当するおそれがあるので、留意する。

- － 氏名：デクセリアルズ株式会社
- － 住所：東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号 ゲートシティ大崎イーストタワー8階

上記の特許権等の権利者は、非差別的かつ合理的な条件でいかなる者に対しても当該特許権等の実施の許諾等をする意思のあることを表明している。ただし、この規格に関連する他の特許権等の権利者に対しては、同様の条件でその実施が許諾されることを条件としている。

この規格に従うことが、必ずしも、特許権の無償公開を意味するものではないことに注意する必要がある。

この規格の一部が、上記に示す以外の特許権等に抵触する可能性がある。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権等に関わる確認について、責任はもたない。

なお、ここで“特許権等”とは、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権をいう。

建築窓ガラス用フィルムの 再帰性日射反射性能の測定方法

Measurement methods for performance of solar radiation retro-reflectivity on
adhesive films for glazings

1 適用範囲

この規格は、主に建築物のカーテンウォール、窓又は出入口のグレーディングに用いる建築窓ガラス用フィルム（以下、フィルムという。）の再帰性日射反射性能の測定方法について規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS A 5759 建築窓ガラス用フィルム

JIS R 3106 板ガラスの透過率・反射率・放射率の試験方法及び建築用板ガラスの日射熱取得率の算定方法

JIS R 3202 フロート板ガラス及び磨き板ガラス

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、**JIS A 5759** による。

3.1

入射角

試料表面の法線と入射光束とがなす角度

3.2

入射面

試料表面の入射光束の入射位置を原点とし、原点を通る法線と入射光束とを含む、試料表面に垂直な面

注釈 1 図 1 参照。

3.3

半球

試料表面から全方向に放射される反射光束の放射範囲

注釈 1 図 1 参照。